

むさしの園

指定居宅介護支援事業



介護認定を受けている人の
ケアプラン作成してます

指定居宅介護支援事業について



～仕事内容～

現在、介護保険を利用するには要介護認定を受ける必要があります。要介護状態(支援1～要介護5)になるとケアマネージャーが、介護保険で決められた各種在宅サービスを組み合わせて、適切なケアプランを作成してくれます。しかし、要介護認定を受ける以前の高齢者でも、様々な生活面で困難を来している場合や、介護保険のことをよく分かっていない為に本来であれば要介護認定を受けるべき人もいます。

このような高齢者(要支援高齢者)やその家族に対して、様々な相談にのり介護保険以外の高齢者福祉サービス、たとえば配食サービス、緊急通報サービスなどに関する情報を提供し、利用のための申請や関係機関との調整、場合によっては介護保険の申請代行するなど多彩なサービス提供を行う機能を果たしています。

相談対象者



- ・1人暮らしの高齢者(65歳以上)
- ・高齢者のみの世帯
- ・在宅で高齢者を介護している家族
- ・民生委員や地元住民からの相談対象者など



むさしの園ケアマネジャー

わかばカフェ(オレンジカフェ)

オレンジカフェとは、認知症の方、家族、地域の方や専門職が気楽に集まり、認知症のことや介護に関することの相談・情報交換ができる場です。

むさしの園わかばの地域交流スペース(ブリスホール)にて、毎月第2火曜日の14時～16時で開催しています。わかばカフェでは演奏ボランティアの方に来ていただき、ギターやピアノ演奏なども行っております。



～相談の仕方～



相談ををすると言っても、実際どうやって相談すればよいのか悩む方もいらっしゃると思います。相談の仕方には、来園・電話・訪問の3つのパターンがありますのでご紹介します。

電話

「介護保険の仕組みがよく分からないわ」「近所で一人暮らしの高齢者がいて心配で…」などの相談は、電話でもお受けしております。

訪問

相談の内容により、本人の身体状況や居宅を見ないと適切な助言ができない場合、支援センターに来られない場合、こちらから訪問します。

来園

相談は、指定居宅介護支援事業職員(ケアマネジャー)があたります。また、相談時には個室を設け個別に相談が出来るように配慮いたします。

～ふれあいの会～

「ふれあいの会」は地域との絆を深めるために、6月と11月の年2回開催しています。若葉台・三葉台・九区・武蔵自治会周辺にお住まいで、介護保険サービス受給対象外のご高齢者を対象に、“セラバンド”を使った健康体操や“認知症”“介護保険”などの福祉講座、“昼食”や“合唱”を提供する“地域との絆を深めるイベント”となっています。



社会福祉法人至福の会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報基本方針」に則って管理しております。

〒350-1316

埼玉県狭山市

南入曽1048番地2

ケアプラン・介護相談など、
ご相談受け付けています

04-2956-7775

Fax.04-2937-7099

指定事業所番号：1172700013